

令和 6 年  
伊豆の国市教育委員 2 月定例会  
議事録

令和6年伊豆の国市教育委員会2月定例会

開会年月日 令和6年2月26日(月) 午後3時00分～午後4時15分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒 頭 (学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定 (教育長)
- 4 会期の決定 (学校教育課長)
- 5 1月定例会会議録の承認 (学校教育課長)
- 6 教育長報告 (教育長)
- 7 議事日程 (議事進行: 教育長)

日程第1	報告第5号	伊豆の国市子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱要綱の一部改正について
日程第2	報告第6号	要保護児童生徒の就学援助資格の取消について
日程第3	議案第8号	令和6年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について
日程第4	議案第9号	市指定文化財候補の適否に係る伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について
日程第5	議案第10号	令和6年度県費負担教職員の人事異動の内申(案)について

- 8 閉 会 (教育長)

出席者	教育委員会	教育長	菊池之利
	同	委員	岩田幸晴
	同	委員	小池陽子
	同	委員	清水照子
	同	委員	前田泰宏

説明に出席した者の職氏名

教育部長	佐藤政志
生涯学習課長	山本浩之
文化財課長	工藤雄一郎
幼児教育課長	平井良忠
学校教育課統括監	内田繁樹
学校教育課教育支援監	濱田晃治

会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長	植松正輝
教育総務係長	土屋尚子
学校教育課教育総務係	川口真由美

9 その他（進行：学校教育課長）

- ① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について
- ② 次回以降の定例教育委員会の開催について

■植松学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。  
開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4名出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和6年教育委員会2月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と清水委員にお願いいたします。

■植松学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日2月26日、1日のみということで処理をしたいと思います  
が、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会1月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■植松学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第5号「伊豆の国市子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

#### ■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。報告第5号「伊豆の国市子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱要綱の一部改正について」報告します。

資料1 ページをお願いします。今回の改正では、伊豆の国市子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱要綱の一部を次のように改正します。要綱第5条中、括弧第19条第1項各号を、第19条各号に改めます。次に、別表第1(2)1の項中「育児休業後、復職時に申し込みをする場合」の欄の下に、「希望した保育所等に入所できない場合であって、育児休業の延長も許容できるとき」を追加し、調整点をマイナス120とします。

次に、様式第1号中の「申請に係る子どもの健康・発達状況」の記載案を削り、様式第5号中に、「申請に係る子どもの健康・発達状況」の記載欄を追加します。

附則としまして、施行期日は公示の日からとします。経過措置として、改正後の別表第1(2)1の項の規定は、令和6年5月1日以後の利用に係る調整を行う場合について適用し、同日前の利用調整に係る調整を行う場合については、従前の例によるものとします。

伊豆の国市子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱要綱の概要ですが、教育・保育給付に係る認定事務や、入所に関する利用調整事務の判定基準や手続き、様式などを規定したものです。

改正の理由についてですが、新旧対照表3ページをご覧ください。

まず、第5条については、子供子育て支援法が改正され、法第19条第2項が削除されたことに伴う改正です。

次に、別表第1(2)調整点数表の「1保育の代替手段」に「希望した保育所等に入所できない場合であって育児休業の延長も許容もできるとき」にマイナス120を追加した理由です。保育所等の利用調整を行う場合、就労状況等を反映した基本点と、世帯の状況を反映した調整点との合計で、優先順位を設定しています。育休からの復職予定の場合、基本的に調整点20点が加点され、より優先順位が高くなります。

希望する保育所等に入所できない場合に育休延長する保護者が多くなっており、育休延長を希望しない保護者と区別しない現在の基準では、利用調整事務が煩雑になり、保育の必要性に応じた調整が困難となっているため、国の通知を踏まえ、保育の公平性を確保するために調整点の見直しを行いました。

次に、5ページの様式第1号中の「申請に係る子供の健康・発達状況」の欄を削除した理由は、新規入園申し込み時に別に同じ内容を記載する書類があり、重複することから削除いたしました。

次に、7ページの様式第5号中に「申請に係る子供の健康・発達状態」を追加した理由は、在園時の現況届に係る提出書類の中には健康・発達状況を記載するものがないことから、記載欄を追加いたしました。

8ページから30ページに改正前の要綱がございますのでご確認ください。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第6号「要保護児童生徒の就学援助資格の取消について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

<略>

■菊池教育長

続きまして、日程第3 議案第8号「令和6年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」の説明をお願いします。

■山本生涯学習課長

生涯学習課山本です。議案第8号「令和6年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」説明します。伊豆の国市図書館条例施行規則第3条の規定に基づき、伊豆の国市図書館を次のとおり休館日に開館する。

それでは資料の6ページをご覧ください。こちらに示した伊豆の国市立図書館条例施行規則第3条に休館日が決められおり、「ただし、教育委員会が特に必要と認めたときはこれを変更し、又は臨時に休館することができる」とあります。

次に資料の12ページをご覧ください。こちらが休館日の別表です。伊豆の国市立図書館は施行規則により、中央図書館が月曜日、韮山図書館が水曜日を休館日としております。またそれ以外にも、年末年始の休日、館内整備として月末金曜日等を休館としております。施行規則上では令和6年度に両館が休館となる日数が年間37日となることから、市民サービス向上のため、できる限りどちらかの図書館を開館するように

規則上の休館日を開館するよう調整するものとなります。

資料の 2 ページ 3 ページには、変更案による年間のカレンダー、休館日を記載しております。また 4 ページ、5 ページには、施行規則とおりの休館日を記載してございます。この変更によりまして中央図書館では、施行規則とおりで 274 日が開館日ですが、変更により 286 日を開館とし、12 日間開館日が多くなります。

また、韮山図書館では規則とおりで 277 日の開館に対して、288 日の開館になり 11 日間開館日が多くなります。

なお変更によりまして、両館が同時に閉館する日につきましては、調整前の 37 日から 18 日に減らすことができることとなります。説明は以上となります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 8 号「令和 6 年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 8 号「令和 6 年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」は承認されました。

続きまして、日程第 4 議案第 9 号「市指定文化財候補の適否に係る伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課工藤です。議案第 9 号「市指定文化財候補の適否に係る伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」説明します。伊豆の国市文化財保護審議会に対し、伊豆の国市文化財保護条例第 25 条で準用する第 4 条の規定に基づき、伊豆の国市指定無形民俗文化財の指定について別紙により諮問することに承認を求めるものです。

2 ページをご覧ください。文化財保護審議会にかける対象の専門家による指定調書になっております。

種別としては無形民俗文化財で、名称は守山八幡宮の三番叟です。実際に行われる場所は寺家の守山八幡宮になります。これを行っている団体は寺家区三番叟保存会です。概要をご覧ください。寺家区守山八幡宮例大祭において奉納される三番叟であり

ます。これは、伝説として寺家の与四郎が昔にですね、伊豆市修善寺横瀬の八幡神社の三番叟を盗み見て、それを寺家に持ち帰ったと伝えられています。その伝承のため「盗みサンバ」とも言われています。令和5年現在、守山八幡宮の例大祭は10月第1あるいは第2の日曜日に行われておりまして、境内に設けられた舞殿において、三番叟が奉納されています。かつては青年団が伝承しておりましたが、昭和55年に青年団が解散すると、青年団OBが集まって保存会が発足し、現在に至るまで継承をしています。市内には三番叟が五つ伝承されております。このうち大仁地区の三つですね、それから昨年度指定を受けました韮山地区にあります荒木神社の三番叟です。これら四つの三番叟については、いずれも市の指定文化財になっています。ですので、市内の五つの三番叟のうち、この寺家区の守山八幡宮の三番叟が最後の指定候補ということになります。

指定の理由です。今申し上げましたように他地区の三番叟が既に指定を受けており、いずれも貴重な民俗芸能となっているということです。さらに、この守山八幡宮の三番叟の特徴として、能の式三番に倣った民間芸能として細かい舞型が踏襲されています。また、伊豆の国市内も含めて、伊豆地方の三番叟は庁屋で上演される例が多いと思いますが、こちらの三番叟は舞殿で上演されるということで、そこにも特徴がございます。さらに保存会が後継者の育成の努力を続けており、今後も継承されていくことが確実視されるということで本件は伊豆の国市指定無形民俗文化財として適切であるという調査結果を報告いただいております。この結果をもって、市の文化財保護審議会に諮問をいたしまして、それが適当であるかそうでないかというところに答申を受けるということでございます。

詳しい報告書につきましては3ページに伝承であったり、どんな人が担い手になっているのか記載してあります。この三番叟の特徴として、は他地区の三番叟と比べても上演時間が非常に長くて、1時間ぐらいに及ぶ長いものでありまして、専門家の見立てでは、他のところに比べてかなり古い型が残っているのではないかというような調査評価をいただいているところであります。説明は以上です。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。  
よろしいでしょうか。

#### ■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第9号「市指定文化財候補の適否に係る伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第9号「市指定文化財候補の適否に係る伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」は、承認されました。

続きまして、日程第5 議案第10号「令和6年度県費負担職員の人事異動の内申(案)について」の説明をお願いします。

■内田統括監

<略>

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第10号「令和6年度県費負担職員の人事異動の内申(案)について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第10号「令和6年度県費負担職員の人事異動の内申(案)について」は、承認されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。  
ここで、2月定例会を閉会といたします。

令和6年3月 日

署名委員

印

署名委員

印